

公 告 第 54 号
令和 8 年 9 月 14 日
J A S T 健康保険組合
理事長 平 林 卓

規程の一部変更について

J A S T 健康保険組合の規程の一部を別添のとおり変更しましたので、公告いたします。

記

変更した規程

- ・高額療養費支給手続規程

変更理由

- ・健康保険法施行令等の一部を改正する政令等が公布されたことにより、年間上限の高額療養費制度が新たに設けられ、本支払いを自動払いで支給することとするため。
- ・また、第 3 条は実態に即した月へ変更することとするため。

以上

別添：新旧対照表

新	旧
(目 的) 第1条 この規程は施行規則第109条、109条の2、109条の2の2の2に基づき月間の高額療養費及び年間の高額療養費の支給手続を行うに必要とする事項を定める事務の適正化と事業運営の円滑化を図ることを目的とする。 (請求形式) 第2条 社会保険診療報酬支払基金を経由する診療報酬明細書もしくは調剤報酬明細書にかかる分について、当該明細書データまたは明細書を組合で受領したとき、又は療養費、第二家族療養費にかかるものについては、当該申請書を組合で受領したときにおいて、一部負担金等世帯合算額、七十歳以上一部負担金等世帯合算額、基準日被保険者合算額、基準日被扶養者合算額、元被扶養者合算額が健康保険法施行令第42条に定める額を超える場合それぞれ被保険者より高額療養費の請求があったものとみなす。ただし、年間の高額療養費については、組合が計算期間の全てにおいて健康保険法施行令第41条第1項第1号イからへに掲げる額を把握している場合に限るものとする。 (支給時期) 第3条 月間の高額療養費は、毎月2回支給する。 年間の高額療養費は、毎年10月に支給する。(ただし、死亡等により基準日みなしがある場合は、他の月に支払われることがある。) (支給方法) 第4条 略 附則 この規程は、令和8年8月1日から施行する。	(目 的) 第1条 この規程は施行規則第109条、109条の2に基づき月間の高額療養費及び年間の高額療養費の支給手続を行うに必要とする事項を定める事務の適正化と事業運営の円滑化を図ることを目的とする。 (請求形式) 第2条 社会保険診療報酬支払基金を経由する診療報酬明細書もしくは調剤報酬明細書にかかる分について、当該明細書データまたは明細書を組合で受領したとき、又は療養費、第二家族療養費にかかるものについては、当該申請書を組合で受領したときにおいて、一部負担金等世帯合算額、七十歳以上一部負担金等世帯合算額、基準日被保険者合算額、基準日被扶養者合算額、元被扶養者合算額が健康保険法施行令第42条に定める額を超える場合それぞれ被保険者より高額療養費の請求があったものとみなす。ただし、年間の高額療養費については、組合が計算期間の全てにおいて外来療養に係る額を把握している場合に限るものとする。 (支給時期) 第3条 月間の高額療養費は、毎月2回支給する。 年間の高額療養費は、毎年9月に支給する。(ただし、死亡等により基準日みなしがある場合は、他の月に支払われることがある。) (支給方法) 第4条 略